

保育士修学資金貸付の手引き (令和5年度申請者用)

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

(令和5年4月1日改定)

目次

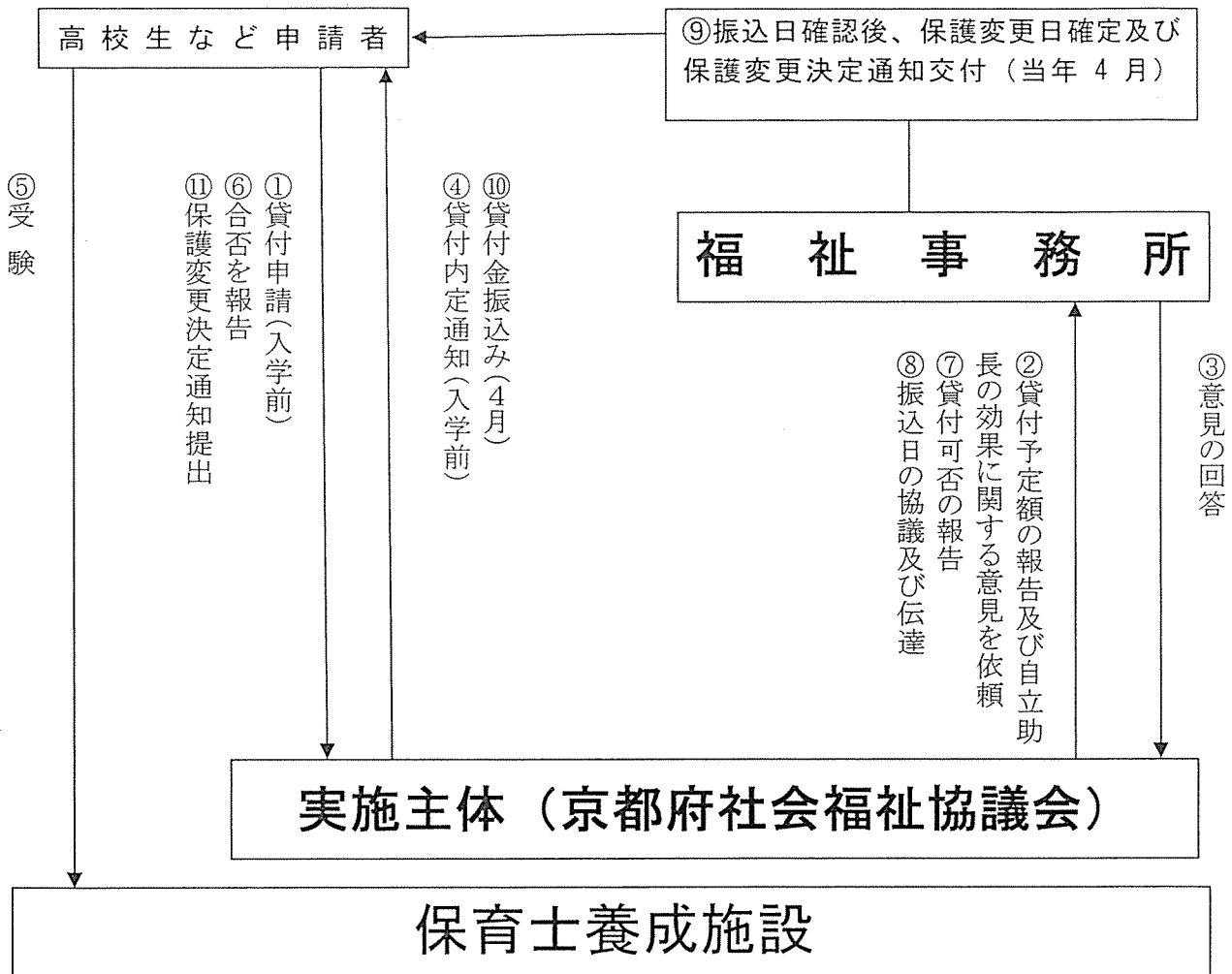
保育士修学資金の概要 ・手続きのフロー図	1
1 貸付の申請	6
2 貸付に必要な手続き	8
3 在学中の各種手続き	9
4 資格登録	10
5 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き	11
6 卒業後の各種手続き	12
7 返還免除	13
8 返還	17
9 完了	18
様式 貸付申請書(様式 1)	19
同意書(様式 1-2)	20
貸付審査に係る確認書(様式 1-3)	22
申請者一覧表(様式 2)	24
推薦書(様式 3)	25
借用証書(様式 4)	26
振込口座 申込・変更 申請書(様式 5)	27
修学状況等報告書(様式 6)	28
修学状況等報告取りまとめ書(様式 6-2)	29
住所・氏名等 変更届(様式 7)	30
休学・停学届(様式 8)	31
復学・退学届(様式 9)	32
返還計画承認申請書(様式 10)	33
貸付辞退届(様式 11)	34
業務従事届(様式 12)	35
従事期間証明書(様式 13)	36
従事日数内訳証明書(様式 14)	37
返還猶予申請書(様式 15)	38
返還免除申請書(様式 16)	39
卒業届(様式 17)	40
資格登録届(様式 18)	41
従事先変更届(様式 19)	42
連帯保証人変更届(様式 20)	43
返還計画変更承認申請書(様式 21)	44
預金口座振替(変更)依頼書(様式 22)	45
自動払込利用申込書(様式 23)	46
保護意見書(様式 24)	47
進学届(様式 25)	48
保育士修学資金貸付要綱	49

保育士修学資金の概要

貸付対象	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事が指定した養成施設(大学、短期大学、専門学校)に入学(京都府外の養成施設に入学する場合は京都府内に居住する者に限る)し、卒業後5年間(貸付期間に応じて8年間又は10年間)、京都府内の保育施設において保育士として業務に従事しようとする方のうち、学業優秀で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方。</p> <p>※家庭の経済状況の変化などにより、貸付の必要性が認められる場合には、2年生以降でも対象となります。</p> <p>※生活費の加算貸付対象は、京都府内に住民票のある者としてします。</p>
募集人数	予算の範囲内
貸付限度額	<p>①月額5万円</p> <p>②入学準備金 20万円(授業料等減免の対象となる方については、必要経費から減免上限額を差し引いた自己負担の金額になります)</p> <p>③就職準備金 20万円</p> <p>※返還免除対象施設で働きながら修学する方は、就職準備金の貸付を受けることはできません。</p> <p>※通信課程で修学する場合は、上記によらず修学に必要な額(入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕のうち2年間分(上限120万円))を基本に、府社協が決定する額となります。又、就職準備金についても申請できません。</p> <p>④生活保護またはそれに準ずる世帯に属する者が、修学資金の他に貸付を申請する場合は、別に定める貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住区に対応する区分の額以内の生活費加算額(※高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金との併給はできません)</p>
貸付期間	<p>申請時の学年から養成施設に在学する期間</p> <p>※ただし、生活費加算については貸付できる額は2年間を限度とします。</p>
他の貸付金等との併給	<p>生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練など、国庫補助で実施されている貸付事業との併給はできません。日本学生支援機構の貸与型奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。ただし、保育士修学資金の返還が必要となった場合は、両方の貸付金を同時に返還していくこととなりますので、貸付を希望する場合には十分ご注意ください。</p> <p>なお、貸付の趣旨が異なる他の制度(例:ひとり親家庭自立支援給付金)との併給は可能です。</p>
高等教育の修学支援新制度との併用	<p>令和2年4月より実施されている高等教育の修学支援新制度との併用は可能です。ただし、保育士修学資金の貸付申請を行う際に、高等教育の修学支援新制度の利用目安額を申告していただく必要があります。自己負担額を基に、京都府社会福祉協議会が審査した金額で貸付が決定されます。</p> <p>※基本的には、必要経費から高等教育の修学支援新制度の額を引いた金額になります。</p> <p>※高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を利用される方は生活費加算の申し込みが出来ません。</p> <p>※高等教育の修学支援新制度を利用される方については、授業料等減免額及び給付型奨学金額の決定後に貸付の決定を行うので、審査期間が長くなります。</p>
利子	無利子

	※ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息(別に定める額)がかかります。
申請手続き	申請は、養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。 ※生活保護受給世帯の高校生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入学前に京都府社会福祉協議会へ貸付申請を行うことができます。
貸付金の送	年2回(前期4月、後期10月)、半年分を送金します。 ※入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。 ※就職準備金は内定通知の写しを提出していただいた後、送金します。
返還免除	下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。 ①養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録し、京都府内の保育施設(※)に従事 ※「保育施設」 ・児童発達支援センターその他の省令で定める施設(児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど) ・児童福祉施設(保育所含む) ・児童を一時保護する施設 ・指定保育士養成施設 ・幼稚園で次のもの(書類の提出が必要になります) 預かり保育を常時実施(平日及び長期休暇中も実施していること) 認定こども園移行予定 ・各類型認定こども園 ・市町村が実施及び市町村認可を受けた次のもの 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 ・病児保育事業(届出済) ・放課後児童健全育成事業(市町村が実施及び市町村長に届け出たもの) ・一時預かり事業(届出済) ・認可外保育施設のうち以下に掲げるもの 届け出た認可外保育施設 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 院内保育所等 ※やむを得ない事由で養成施設卒業後1年以内に別の職種に採用された方で、保育施設に従事する意思があると認められる場合には、「養成施設を卒業した日から2年以内」が期限となります。 ②保育業務に5年間(貸付期間に応じて8年間又は10年間)従事 ※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。 ※過疎法に規定する過疎地域(P13)で従事した場合や、中高年離職者(入学時45歳以上で、離職して2年以内)は3年間(貸付期間に応じて5年間又は6年間)

生活保護受給世帯の高校生等への貸付
 (養成施設入学前に貸付審査をする場合)



- 申請者は、学力の証明として高校の調査書等、経済状況の証明として生活保護受給証明書を提出すること
- 貸付申請時に生活保護受給世帯の者が養成施設入学前に貸付申請する場合には、生活費加算の有無に関わらず、福祉事務所の関与を要する
- 生活費加算と保護費を同時に受給することはできない
- 生活費加算と給付型奨学金を同時に受給することはできない
- 養成施設入学後も、福祉事務所は、必要に応じて、通学状況の実態把握や世帯分離の要件の適否を検討
- 生活保護受給世帯以外のものに、養成施設入学前の貸付審査を行う場合には、本表の②、③、⑦から⑨、⑪は不要

- 保育士修学資金申請者一覧表 ※養成施設が作成
- 養成施設長の推薦書 ※養成施設が作成
- 保育士修学資金貸付申請書
- 成績証明書(1年生は最終卒業学校の証明書、1年生以外は前学年の証明書)

※発行できない場合は卒業証明書に代えることができる。

- 住民票記載事項証明書

※外国籍の者は、滞在資格が永住者となっている外国人登録原簿記載事項証明書

- 中高年職業者に該当する場合は、証明できる書類

- 連帯保証人の所得を証明する証明書(申請者が成年者の場合申請者本人)

- 生活費加算を含む申請者は、経済状況の証明書として、生活保護受給証明書、非課税証明書、減免通知書等を提出

決定通知(6月)

不承認(6月)

交付手続き(6月)

- 修学資金振込口座申請書
- 振込口座の通帳のコピー

前期送金(6月)・後期送金(10月)

※2年目以降の前期送金は4月

修学状況報告(毎年4月・10月)

- 修学状況報告書
- 修学状況等報告取りまとめ書

就職準備金を申請する場合

就職準備金申請(10月～)

- 就職内定通知書(写し)

就職準備金送金(11月～)

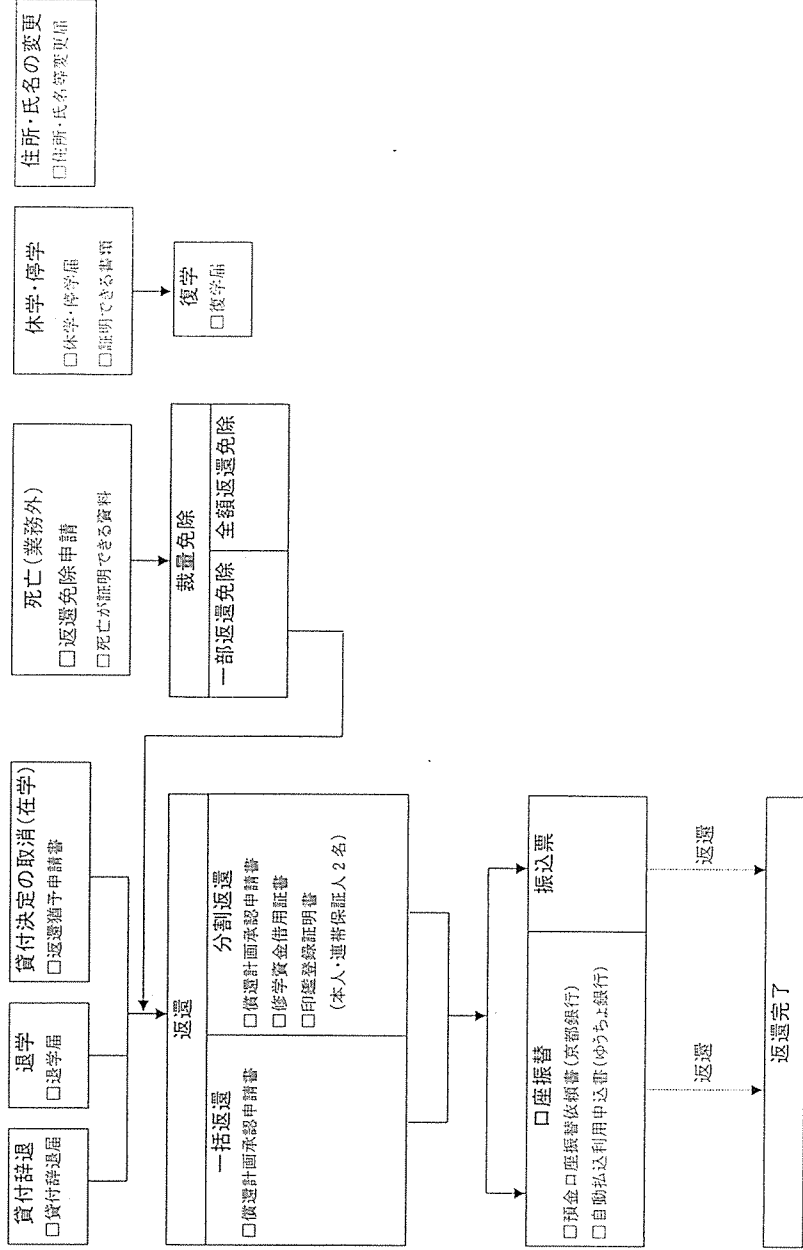
借用証書の提出(12月～)

- 修学資金借用証書
- 印鑑登録証明書(本人・連帯保証人2名)

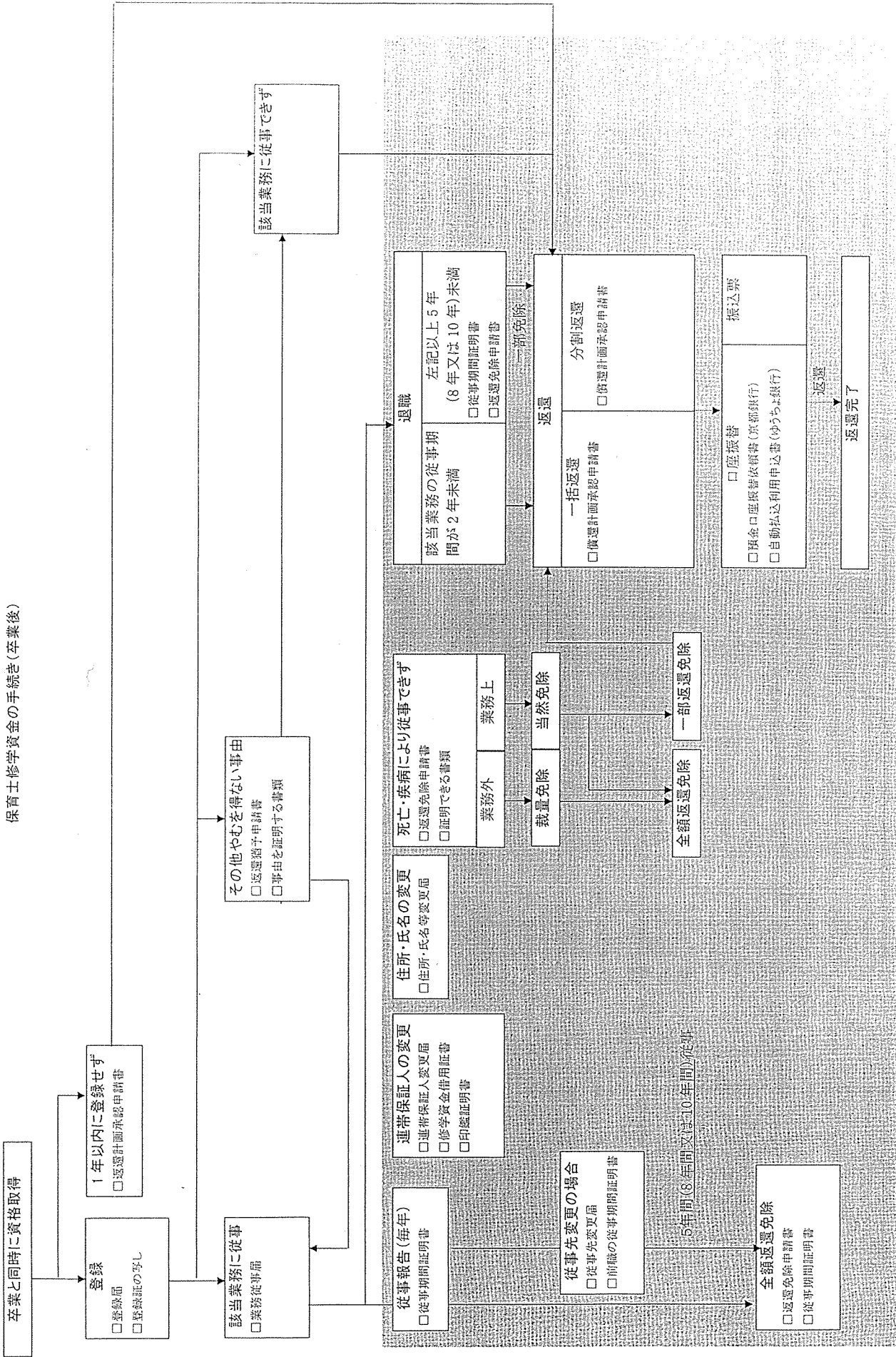
卒業

- 卒業届

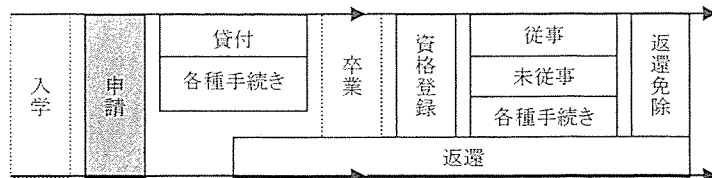
一般的な取り扱いの保育士修学資金の手続き(入学から卒業まで)



保育士修学資金の手続き(卒業後)



1 貸付の申請



(1) 申請

保育士修学資金(以下、「修学資金」と言う)の貸付を希望する場合は、連帯保証人(予定者)2名を立てて、下記の書類を準備し、養成施設を通じて京都府社会福祉協議会(以下、「府社協」と言う)に提出してください。

生活保護受給世帯の高校生等が貸付を受ける場合(養成施設入学前に貸付審査をする場合)は、入学前に京都府社会福祉協議会へ申し込むことができます。

申請者が作成・準備する書類

- ① 貸付申請書(様式1)・同意書及び誓約書(様式1-2)
- ② 貸付審査に係る確認書(様式1-3)
本貸付では一部併給不可の制度があるため、その他制度の利用状況について確認する必要があります。
- ③ 学校成績証明書(1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外は前学年の証明書)
※記録の保存年限等により成績証明書が発行できない場合は、卒業証明書を提出してください。
- ④ 住民票記載事項証明書(申請者部分のみの記載)
※外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書をご提出ください。滞在資格が永住権である場合のみ貸付対象となります。
- ⑤ 連帯保証人(予定者)2名の前年の所得を証明する書類
- ⑥ 中高年離職者に該当する場合は、証明できる書類(離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証のコピーなど)。
※中高年離職者とは、養成施設入学時に45歳上の者であって、離職して2年以内の者を指し、返還免除の要件である5年間の該当業務への従事が3年間に短縮されます。
- ⑦ 生活費加算を受ける場合は、経済状況が分かる証明として生活保護受給証明書、非課税証明書、減免通知書等をご提出ください。また、事前に面談を行います。
- ⑧ 通信課程で本人が就業中の場合は、申請者本人の前年の所得を証明する書類

養成施設が作成する書類

- ① 申請者一覧表(様式2)
- ② 推薦書(様式3)

連帯保証人について

- 連帯保証人は2名必要です。
(連帯保証人同士は別世帯、別生計の必要があります)
- うち1名は申請者と別世帯、別生計の18歳以上の方
(生活保護を受給されている方、または非課税者の方を除く)
- 申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は法定代理人(親権者など)としてください。

(2) 貸付決定

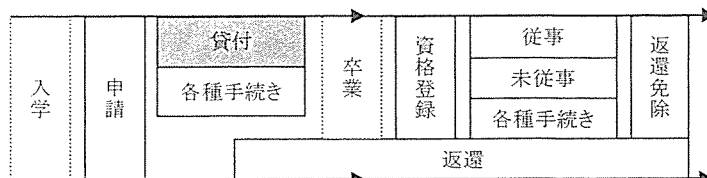
府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、貸付が適当と認められた方に貸付決定通知書を交付します。

※高等教育の修学支援新制度を利用される方については、授業料等減免額及び給付型奨学金額の決定後に貸付の決定を行うので、審査機関が長くなります。

(3) 決定の取消し

府社協は、修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなったと判断した場合には、文書により貸付決定を取り消します。取消しを受けた場合は、借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。なお、引き続き、養成施設に在学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。事実発生から15日以内に、返還猶予申請書(様式15)を養成施設を通じて府社協へ提出してください。

2 貸付に必要な手続き



(1) 貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、養成施設を通じて下記の書類を提出してください。

提出書類

① 振込口座申込・変更申請書(様式 5)

※口座名義は、貸付決定を受けた本人(以下、「修学生」と言う)の名義以外は認められません。

② 振込口座の通帳のコピー

※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

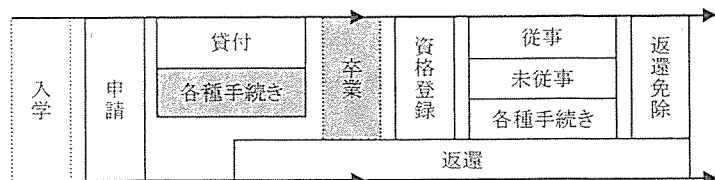
(2) 貸付金の送金

年 2 回(前期 4 月末、後期 10 月末)、半年分を送金します。(事情により送金月を変更することがあります)

※貸付初年度は、送金が 6 月となります。

※入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。

※就職準備金は内定通知の写しを提出していただいた後、送金します。



3 在学中の各種手続き

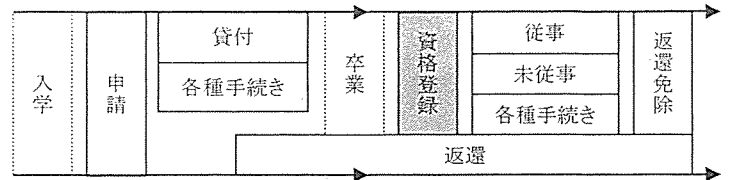
在学中に次の事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に、養成施設を通じて届け出てください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届(様式7) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届(様式7) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■連帯保証人変更届(様式20) 《借用証書の提出以後に変更する場合》 ■借用証書(様式4) ■印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもののみ)
休学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■休学・停学届(様式8) ■証明できる書類
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■復学・退学届(様式9)
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■復学・退学届(様式9) ※借り受けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。
停学その他の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■休学・停学届(様式8) ■証明できる書類
本人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書(様式16) ■証明できる書類(死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し)
貸付を辞退するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付辞退届(様式11) ※借り受けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。
2年次以降の貸付を引き続き受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■修学状況等報告書(様式6) ※毎年4月に提出してください。なお、提出があるまでは、修学資金は交付しません。
就職準備金の交付を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■内定通知書(写し) ※就職準備金の貸付決定を受けた修学生は、就職先が決定(内定)後、提出してください。なお、提出があるまでは、就職準備金は交付しません。
修学資金の最後の交付を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■借用証書(様式4) ■印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人2名分、合計3通)
養成施設を卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業届(様式17)

※留年した場合の取扱い

修学状況等報告書の該当欄にチェックをしてください。病気等、真にやむを得ない事由によって留年した場合には、当初の貸付期間満了後、残りの在学期間についても修学資金を申請いただくことが可能です。ただし、貸付限度額は2年間分のままとなります。

4 資格登録



(1) 資格の登録と登録届の提出

養成施設を卒業後すみやかに、「保育士登録機関 登録事務処理センター」に登録の手続きをしてください。

後日、登録票が届きますので、その写しを資格登録届(様式 18)とともに、15 日以内に養成施設を通じて府社協へご提出ください。

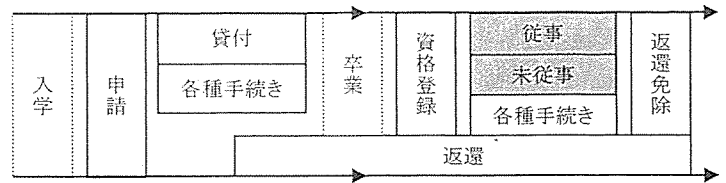
(2) 資格登録をしない場合

貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要です。

返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。

登録にかかる注意点

修学資金の返還免除要件となる 5 年間の業務従事期間は、資格を登録した日の属する月から算出します。つまり、該当業務に 5 年間(8 年間又は 10 年間)従事しても登録していない場合には、返還免除要件を満たしませんのでご注意ください。



5 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き

(1) 該当業務に従事した場合

① 業務従事届の提出

該当業務に従事している間は、返還猶予を受けることができます。従事日から 15 日以内に養成施設を通じて府社協へ業務従事届(様式 12)をご提出ください。

② 従事状況の報告

従事日から 1 年経過するごとに従事期間証明書(様式 13)を府社協へご提出ください。

同一期間内に複数の事業所で従事された場合は、従事日数内訳証明書(様式 14)も併せてご提出ください。

(2) 養成施設以外の福祉系大学等に進学した場合

府社協の審査により適当と認められた場合には、在学期間中、返還猶予を受けることができます(原則、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格取得のための進学に限ります)。

入学日から 15 日以内に進学届(様式 25)及び返還猶予申請書(様式 15)を養成施設を通じて府社協へご提出ください。

なお、養成施設以外の福祉系大学等を卒業した場合、申請時に就職準備金を希望されていた方についても就職準備金の貸付(送金)はできませんのでご注意ください。

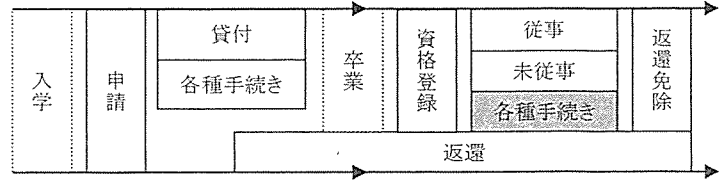
(3) やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合

返還猶予申請書(様式 15)にやむを得ない事由を証明する書類を添えて、事由の発生日から 15 日以内に養成施設を通じて府社協へご提出ください。府社協で審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。なお、不承認の場合は、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要です。手続きの詳細は、「8 返還」のページを確認してください。

(4) 該当業務に従事できない場合

上記のいずれにも該当せず、養成施設を卒業した日から 1 年以内に該当業務に従事できない場合は、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要です。手続きの詳細は、「8 返還」のページを確認してください。

※やむを得ない事由で養成施設卒業後 1 年以内に別の業務に採用された方で、該当業務に従事する意思があると認められる場合には、「養成施設を卒業した日から 2 年以内」が期限となります。

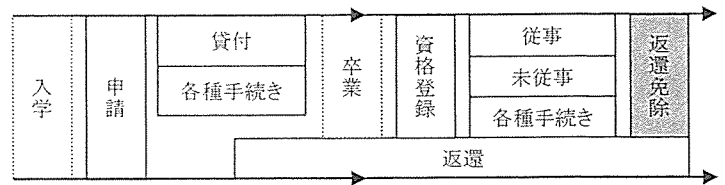


6 卒業後の各種手続き

卒業後に次の事項が生じた場合は、事実発生から 15 日以内に、府社協へ届け出てください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届(様式 7) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届(様式 7) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■連帯保証人変更届(様式 20) ■借用証書(様式 4) ■印鑑登録証明書
従事先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■従事先変更届(様式 19) ■従事期間証明書(様式 13) ※前職分 ■従事日数内訳証明書(様式 14)※注 1
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書(様式 16) ■従事期間証明書(様式 13) ■従事日数内訳証明書(様式 14)※注 1 ■証明できる書類 死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) 疾病等の場合:医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)
業務外の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書(様式 16) ■従事期間証明書(様式 13) ■従事日数内訳証明書(様式 14)※注 1 ■証明できる書類 死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 障害の場合:医師の診断書の写し など
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> 《貸付期間未満の場合》 ■償還計画承認申請書(様式 10) 《貸付期間以上の場合》 ■従事期間証明書(様式 13) ■従事日数内訳証明書(様式 14)※注 1 ■返還免除申請書(様式 16)

※1同一期間内に複数の事業所で従事した場合のみ必要



7 返還免除

(1) 返還免除

① 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください。

■ 該当業務に5年間従事したとき(貸付要綱第14条第1号に該当するとき)

提出書類

返還免除申請書(様式16)

従事期間証明書(様式13)

貸付要綱第14条

(1) 貸付期間が2年の者(修学資金の貸付額が120万円以内の者)

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、京都府(国立児童自立支援施設等において保育業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。)において保育業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。)内の従事先施設等において保育業務に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。

(2) 貸付期間が3年の者(修学資金の貸付額が120万円超~180万円以内の者)

前号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて180万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「8年間」、「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(3) 貸付期間が4年の者(修学資金の貸付額が120万円超~240万円以内の者)

第1号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて240万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「10年間」、「3年間」とあるのは「6年間」と読み替えるものとする。

別表

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する事業であって、同法第 3 4 条の 1 5 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 3 4 条の 1 8 第 1 項の規定による届出を行ったもの
カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 3 4 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定による届出を行ったもの
ク 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する業務又は第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 3 4 条の 1 5 第 2 項、第 3 5 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 1 7 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの i) 法第 5 9 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 1 6 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する業務又は法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

業務従事期間の算出について

- ① 修学資金の返還免除要件となる業務従事期間は、資格を登録した日の属する月から算出します。
- ② 出産休暇、育児休暇の期間中は、引き続き業務に従事している期間とみなします。（在職期間）ただし、業務従事日数には算入しません。
- ③ 過疎地域自立支援促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（宮津市、京丹後市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町）において当該業務に従事した場合の免除要件は、連続した業務従事期間が 3 年（5 年又は 6 年）に達した時点で満たすこととなります。3 年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、通算 5 年（8 年又は 10 年）に達した時点で免除要件を満たすこととなります。
- ④ 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続していることが必要です。ただし、新たな就職先を探している場合など、特段の事情がある場合には、通算することができます。

返還免除に必要な業務従事期間等

① 5年の従事が必要な場合

在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 900 日以上

② 3年の従事が必要な場合(中高年離職者又は過疎地域勤務)

在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 540 日以上

③ 6年の従事が必要な場合

在職期間が通算 2,190 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 1,080 日以上

④ 8年の従事が必要な場合

在職期間が通算 2,920 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 1,440 日以上

⑤ 10年の従事が必要な場合

在職期間が通算 3,650 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 1,800 日以上

- 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病等のため業務を継続することができなくなったとき

提出書類

返還免除申請書(様式 16)

従事期間証明書(様式 13)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

疾病等の場合:医師の診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

②裁量免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20 日以内に府社協へ書類を提出してください。

- 業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

提出書類

返還免除申請書(様式 16)

従事期間証明書(様式 13)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合:医師の診断書の写し など

- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

- 2年以上貸付要綱第14条第1号に規定する業務に従事したとき（貸付期間が3年の者の修学資金貸付額120万円を超える部分は3年以上、貸付期間が4年の者の修学資金貸付額が120万円を超える部分は4年以上）

ただし、本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。

免除額 返還すべき債務の残額の一部

提出書類

返還免除申請書(様式16)

従事期間証明書(様式13)

【一部免除額の計算方法】

①貸付期間が2年の者及び3年以上の者の修学資金120万円と生活費加算、入学準備金、就職準備金の合計額

$$\text{返還免除額(円)} = \frac{\text{業務従事期間(月数)}}{60 \text{ 月}(\ast)} \times \text{貸付を受けた額(円)}$$

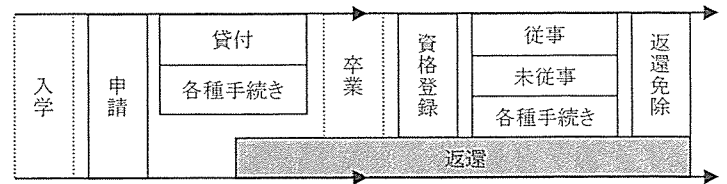
※中高年離職者等については36月

②貸付期間が3年以上の者(修学資金の貸付額が3年以上の者)の120万円を超える修学資金の金額

$$\text{返還免除額(円)} = \frac{\text{業務従事期間(月数)}}{96 \text{ 月又は} 120 \text{ 月}(\ast)} \times \text{貸付を受けた額(円)}$$

※貸付期間が3年の者(修学資金貸付額が120万円～180万円以内の者)は96月
 貸付期間が4年の者(修学資金貸付額が120万円～240万円以内の者)は120月
 中高年離職者については、貸付期間が3年の者(修学資金貸付額が120万円～180万円以内の者)は60月、貸付期間が4年の者(修学資金貸付額が120万円～240万円以内の者)は72月)

8 返還



返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、返還事由が生じた日から 20 日以内に府社協へ書類を提出してください。

(1) 返還計画承認申請

① 返還方法と必要書類

返還は下記の 4 つの中から希望するものを選択してください。

表 返還方法と必要書類

	償還計画承認申請書	借用証書及び印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人 2 名分、合計 3 通)	預金口座振替依頼書(京都銀行)又は自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)
	様式 10	様式 4	様式 22 又は 23
① 口座振替による一括返還	○	不要(注 1)(注 2)	○
② 振込票による一括返還	○	不要(注 1)(注 2)	不要
③ 口座振替による分割返還	○	○(注 2)	○
④ 振込票による分割返還	○	○(注 2)	不要

(注 1) 定められた期日までに返還できなかった場合は、提出することが必要です。

(注 2) 既に卒業をしている場合は、最終の貸付時に提出していただいているため、再提出は不要です。

② 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始していただきます。分割返還するときは、貸付期間の 2 倍の年数以内又は 5 年の期間以内に返還してください。生活費加算を受けた場合は 8 年の期間以内とすることができます。

③ 口座振替で利用可能な金融機関

口座振替で利用可能な金融機関は、京都銀行又はゆうちょ銀行とします。なお、口座振替は、手続きの関係上、2 回目の払い込みからとし、1 回目については振込票で送金していただくこととします。

④ 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

⑤振替日及び払込み期日

口座振替の実施日及び振込票による払込み期日については毎月 27 日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

⑥延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると別に定める延滞利息を加算します。

(2) 返還計画の承認

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3) 返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画変更承認申請書(様式 21)を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

(4) 口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかった場合は、振込票を修学生あてに送付しますので、到着後 10 日以内に送金してください。

(5) 残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
修学生	毎年 2 回(7 月と 1 月)
連帯保証人	毎年 1 回(7 月)

(6) 督促状

下記の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
修学生	6 箇月以上連続して返還されなかったとき
連帯保証人	12 箇月以上連続して返還されなかったとき

(7) 振込票の送付

振込票は、年 2 回 6 箇月分ずつ発行し、修学生に送付します。

9 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて修学生及び連帯保証人に通知します。

(様式1)

保育士修学資金 貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

生活保護またはそれに準ずる世帯の方はチェックをいれてください

養成施設名	第 学年		入学年月	(西暦) 年 月
	ふりがな		生年月日(西暦)	
氏名			年 月 日	(歳)
在学中の 連絡先	〒		—	
	自宅電話()		携帯電話 ()	
e-mail (@)				
住民票記載の住所は		<input type="checkbox"/> 上記連絡先と同一 <input type="checkbox"/> 帰省先(実家など)		
		<input type="checkbox"/> その他()		
生活費加算の申し込み	生活費加算を申し込む <input type="checkbox"/> 生活費加算は申し込まない <input type="checkbox"/>			
高等教育の修学支援 新制度(※1)申請の有無	申請有り <input type="checkbox"/> 申請無し <input type="checkbox"/>	申し込み区分(予定含め必ずチェックしてください) 第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/>		
(様式1-2)について	(様式1-2)貸付審査に係る確認書を添付している <input type="checkbox"/>			
借用希望 期間・金額	借用期間	(西暦)	年 月から 年 月まで(箇月分)	
	修学資金(※2)	月額:	円 × 月 計	円(A)
	入学準備金(※3)			円(B)
	就職準備金			円(C)
	生活費加算	月額:	円 × 24 月 計	円(D)
	合計			円(A)+(B)+(C)+(D)
卒業後の 希望就職先(※4)	(京都府内の施設名又は施設種別)			
本人の履歴	年 月	高校・大学	卒業	

【連帯保証人】(予定者) 申請者が記入してください。

氏名	生年月日(西暦)	住所	申請者との関係
	年 月 日		
氏名	生年月日(西暦)	住所	申請者との関係
	年 月 日		

備考 ※1 高等教育の修学支援新制度…授業料等減免及び給付型奨学金

※2 月額上限5万円,年間上限60万円(授業料等の自己負担額まで)

※3 入学金の自己負担額まで

※4 希望就職先の施設種別について(例:保育所、幼保連携型認定こども園など)

(様式 1-2)

同意書及び誓約書（保育士修学資金貸付）

京都府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付要綱に基づき、保育士修学資金の貸付を申請します。また、貸付を受けることになった場合は、卒業後、京都府内の保育施設において保育士として業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号) 第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

申請者

住所	〒
氏名	(自署のこと)

(様式 1-2) ※下記は連帯保証人本人が記入してください

同意書及び誓約書 (保育士修学資金貸付)

私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

連帯保証人
(予定者)

※申請者が未成年の場合は、法定代理人(親権者など)とし、成年者の場合は、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話()	携帯電話()	
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との関係	

(西暦) 年 月 日

連帯保証人
(予定者)

※申請者が未成年、成年に関わらず、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話()	携帯電話()	
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との関係	

(様式 1-3)

保育士修学資金 貸付審査に係る確認書

1.奨学金の利用状況

本制度以外に受けている 奨学金等 (※申請中である場合も 記入)	有 ・ 無
	奨学金等の名称 日本学生支援機構(給付型)・日本学生支援機構(貸与型) 生活福祉資金・その他()
	決定・申請 額 合計金額 円

→高等教育の修学支援新制度を利用している場合、
自己負担額によって本貸付を利用できる金額に限度があります。
(※「経費等確認書」をご提出ください)

2.申請者の情報について

申請者チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	記入漏れはないか →養成施設名、入学年月、氏名、生年月日、在学中の連絡先、本人の履歴 など

3.借用希望期間・金額について

申請者チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	記入漏れ、誤りはないか

4.署名欄同意書(様式1-2)について

申請者チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	申請者及び連帯保証人 2 名の署名はあるか
<input type="checkbox"/>	申請者が未成年の場合、連帯保証人の 1 名は法定代理人になっているか
<input type="checkbox"/>	連帯保証人の 1 名は、成年者で独立の生計を営む者となっているか

5.申請書以外の添付資料について

申請者チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	学校成績証明書が添付されているか (成績証明書の発行が出来ない場合は卒業証明書)
<input type="checkbox"/>	住民票記載事項証明書が添付されているか (申請者が外国籍の場合は、滞在資格が永住権となっている外国人登録原票記載事項 証明書)

(計算用様式)※高等教育の修学支援新制度を利用する場合,必ず提出してください

経費等確認書

氏名 養成施設名

1. 継続的に必要な年間経費

※【A】～【H】は全て年間学費を記入してください

【A】授業料	円
【B】施設設備費・施設拡充費	円
【C】運営維持費・教育充実費	円
【D】実習費用	円
【E】諸費用(卒業年次まで継続的に支払うもの)	円
【F】図書購入費	円
【G】通学定期代	円
【H】その他費用(※)(下記1～3の計)	円
1	円
2	円
3	円
【合計(あ)】	円

※その他費用について、入学後指定を受けて購入する物品等が対象となります(ノートパソコンなど)

2. 自己負担額の算出

〈授業料〉【合計(あ)】-【修学支援新制度による授業料減免金額(い)】=自己負担額(う)

(あ) 円 - (い) 円 = (う) 円

〈入学金〉【入学金】-【修学支援新制度による入学金減免額】=入学準備金申請上限額

(え) 円 - (お) 円 = (か) 円

(様式2)

保育士修学資金 申請者一覧表

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地	〒 電話 ()
養成施設名	
代表者の役職及び氏名	印

修学資金の貸付が適当と認められるので、下記のとおり推薦します。

記

課程名	(年 カ月課程)
-----	-----------

優先順位	氏名	学年	備考

※申請人数が貴校の推薦枠を超える場合は、優先順位を記入してください。

※優先順位については、各養成施設で調整してください。

(様式3)

保育士修学資金 推薦書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地	〒 電話 ()
養成施設名	
代表者の役職及び氏名	印

下記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

課程名	(年 カ月課程)
学年	第 学年
氏名	
貸付を必要とする状況	<input type="checkbox"/> 生活費加算を借り入れる者はチェックをいれてください 家計・学資状況から修学資金を 1 特に必要としている。 2 必要である。 ◇貸付を必要とする本人の状況について簡潔にご記入ください
特筆事項	

(様式 4)

保育士修学資金 借用証書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生住所	〒 ー	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	実印	(西暦) 年 月 日

私は、修学生として次のとおり修学資金の貸付を受けました。この資金は、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付要綱等の規定に従い返還いたします。

借用期間 及び月数	(西暦で記入) 年 月 から 年 月 まで(箇月分) 月額: 円 計 円(A)
入学準備金	円(B)
就職準備金	円(C)
生活費加算	円(D)
借用金額(合計)	円(A) + (B) + (C) + (D)
借用利子	無利子 (但し延滞利子については別に定めるところによる)

私たちは、修学生に上記のとおり返還させるとともに、万一修学生が返還しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒

氏名

実印 (自署・実印押印のこと)

収入
印紙

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

連帯保証人 住所 〒

氏名

実印 (自署・実印押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

(様式 5)

保育士修学資金 振込口座 申込・変更 申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

私は次のとおり修学資金振込口座を(申出・変更を申し出)ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関名)	(支店名)
	金融機関コード [※]		
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
	口座番号(左づめ)		
ふりがな			
口座名義			

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 修学生本人名義の口座に限ります。

(様式 6)

保育士修学資金 修学状況等報告書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話() 携帯電話() e-mail (@)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

保育士修学資金の貸付を引き続き受けたいので、下記のとおり修学状況等を報告します。

__月__日現在 (記入日) の修学状況等	養成施設名	
	進級・留年	<input type="checkbox"/> 進級 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 変更なし 第 学年
	高等教育の修学 支援新制度に関 する情報	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込 (※新規申込の方は自己負担額を計算する必要があります)
		給付型奨学金に係る支給区分の変更
		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし
		第 区分から第 区分に変更
現在取得単位数	単位 / 卒業所要単位	

養成施設 記載欄	特筆事項 上記のとおり相違ありません。 (西暦) 年 月 日 養成施設名 養成施設長名 (印)
-------------	---

(様式 6-2)

保育士修学資金 修学状況等報告取りまとめ書

(西暦) 年 月 日

学年	修学生名	修学生の在学状況 (どちらかに○をしてください)	高等教育の修学支援新制度継続利用の状況
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込
		<input type="checkbox"/> 在学中である(進級・留年)	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込

※新規申込者については、様式(1-2)の提出が必要になります

※継続審査中・新規申込の修学生については、修学資金の送金が遅くなる場合があります

(様式 7)

保育士修学資金 住所・氏名等 変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
変更年月日	(西暦) 年 月 日	
変更前		
変更後		

備考 証明できる書類を添付すること。

(様式 8)

保育士修学資金 休学・停学届

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり(休学・停学)しておりますので、届け出ます。

期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
理由	

備考 休学・停学の証明となる書類を添付すること。

(様式 9)

保育士修学資金 復学・退学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり(復学・退学)しましたので、届け出ます。

(復学・退学)年月日 (西暦) 年 月 日

備考 復学・退学の証明となる書類を添付すること。

(様式 10)

保育士修学資金 返還計画承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生住所	〒 ー 自宅電話() 携帯電話() e-mail (@)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	実印	(西暦) 年 月 日

次のとおり修学資金を返還したいので、承認願います。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還額	円(A)-(B)-(C)
返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
返還する理由	

連帯保証人

※申請時に届け出た連帯保証人とすること

連絡先	〒 ー 電話 ()
氏名	実印 (自署・実印押印のこと)

連帯保証人

※申請時に届け出た連帯保証人とすること

連絡先	〒 ー 電話 ()
氏名	実印 (自署・実印押印のこと)

(様式 12)

保育士修学資金 業務従事届

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話() 携帯電話() e-mail (@)	
ふりがな		生年月日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり京都府の区域内の施設で業務に従事しましたので、届け出ます。

従事先名称	
従事先の連絡先	〒 ー 電話 ()
従事開始年月日	(西暦) 年 月 日
業務内容及び職種	
幼稚園で従事される場合は下記の項目に該当する場合のみ対象となります。 該当する□に☑を入れてください。	
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの □教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設 □就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第6項に規定する「認定こども園」への移行を予定している施設	
上記の者は、(西暦) 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。 (西暦) 年 月 日 従事先名称 代表者名及び職印	
⑩	

(様式 13)

保育士修学資金 従事期間証明書

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
ふりがな		生年月日	
氏名		(西暦)	年 月 日
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)		

従事先名称	〒 _____				
従事先の連絡先	担当者名(_____) 電話 (_____)				
雇用形態	常勤 ・ 非常勤 (○をつけてください)				
業務内容及び職種					
入職日・従事期間	入職日(西暦) 年 月 日		従事期間(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日		
ひと月ごとの業務従事期間	実勤務 日数	ひと月ごとの業務従事期間	実勤務 日数		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
備考	※産休・育休・病休・欠勤等があれば期間を記載してください				

上記のとおり従事していたことを証明します。

(西暦) 年 月 日

従事先名称

代表者名及び職印

㊞

(様式 15)

保育士修学資金 返還猶予申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり修学資金の返還猶予を申請します。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還猶予申請額	円(A)-(B)-(C)
返還猶予希望期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
理由	

(様式 16)

保育士修学資金 返還免除申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生年月日
氏 名		(西暦) 年 月 日

京都府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付要綱等の規定により、保育士修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
貸付を受けた額	円
返還免除申請額	円
返還済額	円
返還免除承認後の返還必要額	円
申請理由	<input type="checkbox"/> 該当業務に5年間従事 <input type="checkbox"/> 該当業務に貸付期間(2年未満の時は2年)以上5年未満従事 <input type="checkbox"/> 業務上の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務に起因する疾病等による業務の継続が不能 <input type="checkbox"/> 業務外の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務外の事由による障害等により返還不能 <input type="checkbox"/> その他(_____)
備考	

備考 証明する資料を添付すること。

(様式 17)

保育士修学資金 卒業届

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生年月日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり養成施設等を卒業したので、届け出ます。

卒業年月日	(西暦) 年 月 日
-------	------------

備考 証明する資料を添付すること。

(様式 18)

保育士修学資金 資格登録届

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
借受時の 養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生年月日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり登録されたので、届け出ます。

登録年月日	(西暦) 年 月 日	登録番号	
-------	------------	------	--

備考 登録証の写しの添付すること。

(様式 19)

保育士修学資金 従事先変更届

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
借受時の 養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話() 携帯電話() e-mail (@)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり業務の従事先を変更したので、届け出ます。

新しい従事先	名称	
	所在地	〒 ー
	従事開始年月日	(西暦) 年 月 日
以前の従事先	名称	
	所在地	〒 ー
	従事期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、(西暦) 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

従事先名称

代表者名及び職印

Ⓔ

備考 1 在職証明は別紙としてもよい。

2 以前の従事先の従事期間証明書も添付してください。

(様式 20)

保育士修学資金 連帯保証人変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
借受時の 養成施設名			
修学生 住所	〒 ー 自宅電話() 携帯電話() e-mail (@)		
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名	実印	(西暦) 年 月 日	

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

新連帯保証人名		旧連帯保証人名	
変更理由			

※下記は連帯保証人本人が記入してください

私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

(西暦) 年 月 日

連帯保証人

住所	〒 ー 電話 ()		
氏名	実印 (自署・実印押印のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(様式 21)

保育士修学資金 返還計画変更承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	実印	(西暦) 年 月 日

(西暦) 年 月 日付けで承認された修学資金返還計画を次のとおり変更したいので、承認願います。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日	
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日	
貸付を受けた額	円(A)	
返還免除額	円(B)	
返還済額	円(C)	
返還額	円(A)-(B)-(C)	
変更前	返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
	返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更後	返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
	返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更する理由		

連帯保証人

※申請時に届け出た又は変更を届け出た連帯保証人とする

連絡先	〒 _____ 電話 (_____)
氏名	実印 (自署・実印押印のこと)

連帯保証人

※申請時に届け出た又は変更を届け出た連帯保証人とする

連絡先	〒 _____ 電話 (_____)
氏名	実印 (自署・実印押印のこと)

預金口座振替(変更)依頼書
保育士修学資金
自動振込利用(変更)申込書(収)(加)

令和 年 月 日

京都銀行 御中

1	振替中止
2	新規申込
3	項目修正
4	一時停止
5	一時停止解除

私は、京都府社会福祉協議会へ支払う保育士修学資金の償還金を、同会指定の預金口座振替によって支払うこととしたので、下記約定にもとづき依頼します。

フリガナ	
預金者名	

金融機関届出印
(御用印)

印

京都銀行	金融機関名	京都銀行										支店								
	預金種目	1.普通(総合) 2.当座				口座番号														
	金融機関コード	0	1	5	8	支店コード														

振替日	27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
-----	----------------------

保育士修学資金償還金口座振替に関する約定(金融機関との取り決め)

- 京都府社会福祉協議会から、保育士修学資金債務関係者が支払うべき償還金の請求が銀行・郵便局にあった場合は、私を通知しないで予定の振替日(土、日曜、祝日の場合は翌営業日)に請求金額相当額を払出し、同会の預金口座あてに振り込んで下さい。
- 前期の支払い手続きについて、普通預金規程、総合口座取引規程または、当座勘定規程等にかかわらず、普通預金払戻し請求書の提出、当座小切手の振出し等おこないません。
- 振替日に私の指定した口座の残高が、京都府社会福祉協議会から請求された金額に満たない場合には、私に連絡することなく、請求書を同会へ返却されても異議ありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行・郵便局へ書面により届け出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり京都府社会福祉協議会から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行・郵便局はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この取り扱いについて、かりに紛議が生じても、銀行・郵便局の責によるものを除き、銀行・郵便局には迷惑をかけません。

金融機関使用欄(受付局日付印欄)

1. 口座番号相違	2. 種目相違	3. 印鑑相違
4. 該当口座なし	5. 名義人相違	
6. その他()		

<借受入との債務上の関係> 1.本人 2.連帯借受人 3.連帯保証人 4.債務代行者 5.家族(相続人含む) 6.その他

振替中止・停止月 令和 年 月 から予定 (新規申込は振替中止・停止月の記入はしないで下さい。)

借受入人	養成施設名	住所	(〒 -)
	修学生番号	フリガナ	電話番号 ()
		氏名	-

(様式 23)

保育士修学資金貸付制度 自動払込利用申込書 (収 ・ 加)

ゆうちょ銀行(郵便局)用

種目コード	種別コード	通帳記号				通帳番号(右詰で記入してください)							
166	30	1		0	の								
フリガナ											お届け印		
口座名義人													
払込日(引落日)		毎月27日 (再)10日 (非営業日の場合は、翌営業日)											

修学生番号	
修学生名	

記入要領
太枠内のみ、黒色のボールペンでご記入のうえ、「お届け印」欄に押印願います。

払込先 加入者名	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	払込先 口座番号	00940 - 9 - 194627
-------------	----------------------	-------------	--------------------

自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所に○印をつけ、下記宛までご返送願います。	
1. 口座番号相違	4. 口座なし
2. 氏名相違	5. その他
3. 印鑑相違	()
【返送先】	
〒604-0874	
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	

取扱店日附印

(様式24)

保護意見書

被保護者の氏名 (借入予定者)	(歳)
被保護者の居住地 (借入予定者)	
貸付予定金額	修学資金 円 生活費加算 円 入学準備金 円 就職準備金 円 合計 円
自立助長の効果に関する意見	
連帯保証人について	※申請者との関係、保証能力等について記述してください。
償還計画について	※収入認定に当たり、保育士修学資金の償還金については必要経費と認め、計画的な償還が可能であること、福祉事務所としてそのように支援する旨を記述してください。 (借受人以外の生活保護受給者の収入から償還金を必要経費として認定することは不可。)
上記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。	
令和 年 月 日	
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	
会長 様	
〇〇福祉事務所長 印	

(様式 25)

保育士修学資金 進学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話(_____) 携帯電話(_____) e-mail (_____ @ _____)	
ふりがな		生年月日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり進学したので、届け出ます。

進学先	名称	〒 _____
	連絡先	電話 (_____)
分類	<input type="checkbox"/> 社会福祉士養成施設 <input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設 <input type="checkbox"/> 左記以外	
入学年月日	(西暦) 年 月 日	
卒業予定年月日	(西暦) 年 月 日	

上記の者が在学していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

学校名

代表者の役職及び氏
名



社会福祉法人京都府社会福祉協議会

保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 保育士指定養成施設に在学し、保育士の資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資するため、この要綱に基づき予算の範囲内で貸付を行う。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定した学校その他施設(以下「養成施設」という。)に在学する者(京都府外の養成施設に在学する者は京都府内に居住する者に限る)で、卒業後、別表1に掲げる京都府内の施設等において、保育士として児童の保護等の業務(以下、「保育業務」という。)に従事する意思を有する者とする。

なお、他の都道府県等から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

2 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものとする。

3 生活費加算は貸付申請時に次の各号に掲げる世帯で前項に規定する養成施設に就学する者を対象とする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者で入学後に保護が廃止になる者(養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者を含む。)

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯

(3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯

(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、生活費加算については2年間で貸付できる額の限度とする。

2 修学資金の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の各号に定める額を加算できるものとする。

(1) 入学準備金 200,000円以内(初回の貸付時に限り、加算)

(2) 就職準備金 200,000円以内(就職内定後、最終回の貸付時に限り、加算)

(3) 生活費加算 貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表2に定める額を加算

- 3 返還免除対象施設で働きながら修学する者である場合にあっては、就職準備金を支給しないこととする。
- 4 高等教育の修学支援新制度利用者にあつては、修学に必要とする額（入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕。）の中で自己負担となる額を上限とする。
- 5 通信課程で修学する者である場合にあっては、第2項の規定によらず修学に必要な額（入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕の2年間分（上限120万円）。）を基本に、会長が定める金額を上限とする。
- 6 生活費加算は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額（この額は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあつた場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。また、年度途中で生活扶助基準の見直しがあつた場合も、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする）
- 7 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入の上、次の必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人京都府社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 養成施設の長が発行する推薦書（第2号様式。以下「推薦書」という。）
- (2) 住民票記載事項証明書（外国籍の者は滞在資格を永住権とする外国人登録証）
- (3) 連帯保証人2名の前年の所得を証明する書類
- (4) 申請者が成年者である場合は、申請者の前年の所得を証明する書類
- (5) 学業成績証明書（現に養成施設に1年以上在学している者にあつては前学年の、その他の者にあつては最終卒業学校又は最終卒業養成施設の学業成績証明書）
- (6) 中高年離職者であることを証明する書類（該当者のみ）
- (7) 生活費加算の貸付を申請する場合は以下のいずれかの書類（イ～オについては、申請者の生計を一にする世帯全員の書類）
 - ア. 保護変更決定通知書（写）等（生活保護が廃止されていることが確認できる書類）
 - イ. 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書等（市町村民税の非課税が確認できる書類）
 - ウ. 市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書等（市町村民税の減免が確認できる書類）
 - エ. 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等（国民年金の掛金の減免が確認できる書類）
 - オ. 国民健康保険料決定（変更）通知書等（国民健康保険料の減免または徴収の猶予が確認できる書類）

2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦書を添付して会長に提出するものとする。ただし、適当と認められる者が2

名以上になる場合は、推薦順位を付した文書を添付しなければならない。

- 3 生活保護受給世帯の高校生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入試前に会長に直接貸付申請を行うことを原則とする。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。また、申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。
- 3 修学資金の貸付を受けた者（以下「修学生」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付の決定等)

第6条 会長は、第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは修学資金の貸付を決定し、修学資金貸付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。また、貸付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知し、申請書類を返還するものとする。

(交付方法)

第7条 修学資金の交付は、貸付を決定した日の属する月の翌月以降に分割又は月決めの方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(異動の届出)

第8条 修学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、養成施設を通じ、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 疾病等により修学の見込みがなくなったとき。
 - (3) 休学し、復学し、転学し、留年し、又は退学したとき。
 - (4) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (5) 卒業したとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
 - (7) 保育士の登録を受けたとき。
 - (8) 他の養成施設に入学したとき又は当該養成施設を退学し、若しくは卒業したとき。
 - (9) 第14条第1号に規定する免除条件施設等における保育業務に従事しなくなったとき。
- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
 - 3 修学生が、府内において保育業務に従事したとき又は業務従事先を変更したときは、別に定める届出書に業務従事期間証明書を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
 - 4 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅した

ときは、この限りではない。

(修学資金借用証書)

第9条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から20日以内に、養成施設を通じて、貸付を受けた修学資金の全額に係る修学資金借用証書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第10条 会長は、修学生が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認めるに至つたときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとし、既に貸し付けた修学資金があるときは、その後に振り込む修学資金から控除するものとする。

3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第11条 修学生は、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付期間の2倍の年数以内又は5年の期間(返還債務の履行を猶予したときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦等により返還しなければならない。ただし、生活費加算を受けた者については、8年の期間内とすることができる。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 京都府内において第14条第1号に規定する保育業務に従事しなかったとき。

(4) 京都府内において第14条第1号に規定する保育業務に従事する意思がなくなつたとき。

(5) 保育業務外の事由により死亡し、又は疾病等により保育業務に従事できなくなつたとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 京都府内において第14条第1号に規定する保育業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(3) 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設において修学しているとき。

(返還の猶予の申請等)

第13条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、養成施設を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 貸付期間が2年の者（修学資金の貸付額が120万円以内の者）

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、京都府（国立児童自立支援施設等において保育業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において保育業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において保育業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

(2) 貸付期間が3年の者（修学資金の貸付額が120万円超～180万円以内の者）

前号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて180万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「8年間」、「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(3) 貸付期間が4年の者（修学資金の貸付額が120万円超～240万円以内の者）

第1号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて240万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「10年間」、「3年間」とあるのは「6年間」と読み替えるものとする。

(4) 第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第15条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 京都府内において2年以上第14条第1号に規定する保育業務に従事したとき（貸付期間が3年の者（貸付額が120万円～180万円以内の者）は3年以上、貸付期間が4年の者（貸付額が120万円～240万円以内の者）は4年以上）
返還の債務の額の一部

（返還の免除の申請等）

第16条 第14条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、養成施設を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第17条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育業務に従事した日から従事しなくなった日までとする。

（延滞利子）

第18条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（養成施設の責務）

第19条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

（その他）

第20条 この要綱、保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知）及び保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等／児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

ア 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第 1 2 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 1 8 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」
イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する事業であつて、同法第 3 4 条の 1 5 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第 3 4 条の 1 8 第 1 項の規定による届出を行ったもの
カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であつて、同法第 3 4 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であつて、同法第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定による届出を行ったもの
ク 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する業務又は第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて法第 3 4 条の 1 5 第 2 項、第 3 5 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 1 7 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> i) 法第 5 9 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 1 6 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する業務又は法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

別表 2

年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20～40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41～59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60～69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70 歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

(第1号様式)

保育士修学資金 貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

□生活保護またはそれに準ずる世帯の方はチェックをいれてください

養成施設名	第 学年		入学年月	(西暦)	年	月
	ふりがな		生年月日(西暦)			
氏名			年	月	日	(歳)
在学中の 連絡先	〒 —					
	自宅電話()		携帯電話()			
e-mail (@)						
住民票記載の住所は		□上記連絡先と同一		□帰省先(実家など)		
		□その他()				
生活費加算の申し込み	生活費加算を申し込む <input type="checkbox"/> 生活費加算は申し込まない <input type="checkbox"/>					
高等教育の修学支援 新制度(※1)申請の有無	申請有り <input type="checkbox"/>	申し込み区分(予定含め必ずチェックしてください)				
	申請無し <input type="checkbox"/>	第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/>	第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/>	第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/>	申請中 <input type="checkbox"/>	
(様式1-2)について	(様式1-2)貸付審査に係る確認書を添付している <input type="checkbox"/>					
借用希望 期間・金額	借用期間	(西暦)				
		年	月	から	年	月
	修学資金(※2)	月額:	円 × 月	計	円(A)	
	入学準備金(※3)	円(B)				
	就職準備金	円(C)				
生活費加算	月額:	円 × 24 月	計	円(D)		
合計	円(A)+(B)+(C)+(D)					
卒業後の 希望就職先(※4)	(京都府内の施設名又は施設種別)					
本人の履歴	年	月	高校・大学	卒業		

【連帯保証人】(予定者) 申請者が記入してください。

氏名	生年月日(西暦)	住	申請者との関係
	年 月 日	所	
氏名	生年月日(西暦)	住	申請者との関係
	年 月 日	所	

備考 ※1 高等教育の修学支援新制度…授業料等減免及び給付型奨学金

※2 月額上限5万円,年間上限60万円(授業料等の自己負担額まで)

※3 入学金の自己負担額まで

(第2号様式)

保育士修学資金 推薦書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地	〒 電話 ()
養成施設名	
代表者の役職及び氏名	Ⓜ

下記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

課程名	(年 カ月課程)
学年	第 学年
氏名	
貸付を必要とする状況	<input type="checkbox"/> 生活費加算を借り入れる者はチェックをいれてください 家計・学資状況から修学資金を 1 特に必要としている。 2 必要である。 ◇貸付を必要とする本人の状況について簡潔にご記入ください
特筆事項	

(第3号様式)

修学資金貸付決定通知書

氏名				
貸付種別及び決定番号	種別		修学生番号	
養成施設名	学年	第 学年	入学年月	令和 年 月
	修学費	年 月から 年 月まで 箇月分 (月額 円) 計 円		
貸付期間 及び 金額	生活費加算	年 月から 年 月まで 箇月分 (月額 円) 計 円		
	入学準備金	(初回加算額 円)		
	就職準備金	(最終回加算額 円)		
	合計	円		

条件 1 毎年度、修学状況等報告書を提出すること。

2 就職準備金については、採用内定通知書又は養成施設の長の内申書を提出すること。

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱第6条の規定により、上記のとおり貸し付けます。

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

会長

印

(第4号様式)

保育士修学資金 借用証書

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 住所	〒 ー	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	実印	(西暦) 年 月 日

私は、修学生として次のとおり修学資金の貸付を受けました。この資金は、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付要綱等の規定に従い返還いたします。

借用期間 及び月数	(西暦で記入) 年 月 から 年 月 まで (箇月分) 月額: 円 計 円(A)
入学準備金	円(B)
就職準備金	円(C)
生活費加算	円(D)
借用金額(合計)	円(A)+(B)+(C)+(D)
借用利子	無利子(但し延滞利子については別に定めるところによる)

私たちは、修学生に上記のとおり返還させるとともに、万一修学生が返還しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒

氏名

実印 (自署・実印押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

連帯保証人 住所 〒

氏名

実印 (自署・実印押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

収入
印紙

